

定 款

山崎製パン株式会社

(2023年3月1日)

山崎製パン株式会社定款

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (商号)
当社は、山崎製パン株式会社と称する。
- 第 2 条 (目的)
当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. パン、菓子類の製造及び販売
 2. 食料品、清涼飲料その他の飲料の製造及び販売
 3. 農畜水産物の製造加工及び販売
 4. 前各号にかかげる製品及びそれらの原材料の輸出入
 5. 喫茶、飲食店及び宿泊施設の経営
 6. フランチャイズチェーンシステムに基づくコンビニエンスストアの経営及び加盟店の募集・指導に関する事業
 7. 酒類の販売
 8. 煙草、喫煙具の販売及び郵便切手、はがきの販売

9. 家庭用電気機械器具、家具調度品、屋内装飾品、娯楽用品、運動具、台所用品、家庭用品、衣料品、寝具類、装身具、かばん・袋物類、はき物、雨具、事務用機械器具、文房具類、紙類、写真機械器具材料、情報記録機器、自動車用品、自転車用品、ペットフード及び種子類の販売
10. 医薬品、医薬部外品、医療用具及び化粧品
品の販売
11. 書籍、新聞、雑誌等の印刷物、電子出版物、音楽映像ソフト、ゲームソフト、玩具、美術品及び古物の販売
12. カタログ及びインターネットを利用した
通信販売
13. クリーニング、車検、宅配便、引っ越し、レンタル、カタログ販売等の委託取
次ぎ
14. プリペイドカードの発行及び取扱い、電
子マネー及びその電子的価値情報の発
行、販売及び管理
15. 各種チケットの販売及び取次ぎ
16. 公共料金、税金、社会保険料及び通信販
売等に関する代金の受託収納代行
17. コピー、ファクシミリ、プリンター等の
複合機能コピー機の利用サービスの提供
18. 生命保険の募集に関する業務及び損害保
険代理業

19. 金銭の清算代行業務及び集金代行業務
20. 現金自動預入支払機の導入、設置及びそれらに係る事務委託業務
21. 融資及び融資の斡旋
22. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
23. 不動産の賃貸及び売買
24. 空調設備、厨房機器その他の店舗用設備機械類及び什器備品類のリース業
25. 倉庫業、一般貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業
26. 前各号に附帯又は関連する事業

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)
当会社の発行可能株式総数は、8億株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)
当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)
当会社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第 10 条 (単元未満株式の買増し)
当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、当会社に対して、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。但し、当会社が請求に係る数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

第 11 条 (株主名簿管理人)
当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 12 条 (株式取扱規則)
当会社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

- 第 13 条 (株主総会の招集)
当会社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
- 第 14 条 (定時株主総会の基準日)
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
- 第 15 条 (株主総会の招集権者)
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長がこれを招集する。
2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。
- 第 16 条 (株主総会の議長)
株主総会の議長は、社長がこれに当る。
2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第 17 条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 18 条 (普通決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第 19 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条 (員数)
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第 21 条 (選任方法)
取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 22 条 (任期)
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 23 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 24 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 25 条 (取締役会の招集権者)
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。

2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

第 26 条 (取締役会の招集通知)
取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条 (取締役会の議長)
取締役会の議長は、社長がこれに当る。

2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第 28 条 (取締役会の決議の省略)
当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 29 条 (重要な業務執行の決定の委任)
当社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 30 条 (報酬等)
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 31 条 (取締役の責任免除)
当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 32 条 (相談役及び顧問)
取締役会は、その決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

第 5 章 監査等委員会

- 第 33 条 (常勤の監査等委員)
監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
- 第 34 条 (監査等委員会規則)
監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
- 第 35 条 (監査等委員会の招集通知)
監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 6 章 計 算

- 第 36 条 (事業年度)
当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。
- 第 37 条 (期末配当の基準日)
当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 第 38 条 (配当金の除斥期間)
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

- 第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)
当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第74回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。